

公 告

次のとおり公募します。

令和3年3月23日

北海道森林管理局長

令和3年度「国有林材の安定供給システムによる販売（製品販売）」の実施に係る公募

北海道森林管理局では、国有林材の安定供給システムによる販売（以下「システム販売」という。）を下記のとおり実施しますので、希望される方は安定供給システム申請書（以下「申請書」という。）を提出してください。

記

1 システム販売の目的

システム販売は、需要の拡大が必要な一般材、低質材及び原料材の計画的、安定的な供給を通じて、地域における安定供給体制の整備や木材の新たな需要の拡大、原木の加工・流通の合理化等に資することを目的として行うものです。

システム販売に当たっては、森林管理局長が製材工場、素材生産業者をはじめとする需要者と国有林材の販売に関する相互協定（以下「協定」という。）を締結した上で、森林管理署長等（森林管理署支署長を含む。以下同じ。）がその協定に基づき計画的な販売を実施することとなり、協定を締結する需要者については公募により決定します。

2 販売予定物件の概要

- (1) 販売予定物件の数量等については、別紙「販売物件一覧表」のとおりです。
- (2) 樹種別の割合は、立木におけるおおよその割合であり、実際の素材の出材割合とは異なる場合があります。また、 m^3 廻り（立木）についてもおおよその数値であり、原木の径級を判断する目安とはなりません。
- (3) 出材予定数量、事業地及び出材時期は、生産事業等の動向により変更する場合があります。
- (4) 道産材の高付加価値化とサプライチェーン構築の取組を推進する観点から、通常物件に加え、用途及び品質等を一定程度制限した一般材で構成される物件（大径材物件）を公募します。
 - ①用 途：数量の半数以上を建築材（正角（柱等）、平角（梁、桁等）等）として利用すること（工務店、ハウスメーカー、プレカット工場等への販売計画があること）。
 - ②樹 種：トドマツ、カラマツ
 - ③径 級：26cm以上とする。また、協定者の希望する径級区分（26cm以上に限る）とすることも可能。
 - ④材 長：3.65m及び4.00mを基本とするが、協定者の希望する材長も可能。
 - ⑤品 質
 - ・両木口が正円に近く、通直にして樹心が木口面の中央部にあること。
 - ・木口・材面ともに腐れ又は空洞等のないもの。
 - ・節は3材面以上無節であること。
 - ・曲りは単曲（重曲は不可）で5%以下であること。
 - ・目まわり、入皮、凍裂等の欠点がないか、きわめて軽微なもの。

3 システム販売の協定期間

協定締結日から令和4年4月30日まで。

4 システム販売の対象となる需要者

- (1) 製材工場等：製材工場、合板工場、製品規格の統一化を図り共同出荷を行っている協同組合、その他木材加工事業者（集成材工場、プレカット工場、チップ工場等含む。）
- (2) 原木市場等：原木市場その他木材流通機能を有する事業者
- (3) 製材品需要者：住宅メーカー及び木質バイオマス発電所その他木材を加工した製品を利用する事業者（製材品需要者が生産する製品等を「最終製品」という。以下同じ。）

5 システム販売の対象となる需要者の要件

次に掲げる要件のすべてを満たさなければなりません。

- (1) 林産物売払いの一般競争参加資格を有していること。
- (2) 協定に基づき、契約を履行するに足りる信用、資力等を有すること。
- (3) 社会保険等に加入していること。
- (4) 買受希望数量に対して、十分な生産、加工又は流通等の実績があること（同時に複数の物件に対して申請を行う場合は、その合計買受希望数量に対して、十分な生産、加工又は流通等の実績があること）。
- (5) 森林管理局長から指名停止を受けている期間中でないこと。
- (6) 「農林水産省発注工事等からの暴力団排除の推進について」（平成19年12月7日付け19経第1314号大臣官房経理課長通知）に基づき、警察当局から、部局長に対し、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずる者として、農林水産省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (7) 製材工場等については、JAS認定工場であること（出荷製材品についてJAS規格が制定されている場合）。
- (8) 原木市場等については、製材工場等と販売協定を締結し、安定した取引関係が明確であること、又は、製材工場等との共同申し込みであること。
- (9) 製材品需要者については、自ら加工した製品を利用する場合を除き、製材工場等との共同申し込みであること（ただし、この場合、製材品需要者が（1）の要件を満たす必要はない）。
- (10) チップ工場等又は原木市場等が「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」（平成二十三年八月三十日法律第百八号）に基づき施設認定された木質バイオマス発電所（木質バイオマスの混焼を行う火力発電所を含む。以下「バイオマス発電所」という。）に対して、その燃料となるチップ等を供給することとして申請を行う場合は、次の条件を満たすこと。
 - ① バイオマス発電所との販売協定を締結した上での申請又は共同申請であること。
 - ② 申請対象物件を加工した製品をバイオマス発電所以外の者に販売しないこと。
 - ③ 協定期間終了後に、バイオマス発電所に製品（申請対象物件を加工したものに限り）を発電用として納入した際の伝票等の写しを提出し、その価格を明らかにすること。
 - ④ 供給先のバイオマス発電所（バイオマス発電所自らが申請する場合を含む）が「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則」（平成二十四年六月十八日経済産業省令第四十六号）第5条第1項第7号に基づく年間の運転に要した費用に関する報告を既に行っている場合は、その報告の写しを提出すること。なお、バイオマス発電所が自ら購入した物件を燃料となるチップ等に加工することとして申請する場合についても、同様とする。

6 企画提案書

【別紙様式4】及び【別紙様式5】による

7 申請方法及び申請期限

(1) 提出期限

令和3年4月13日(火) 17時(郵送の場合は、提出期限の日までに必着のこと)

※電子メールによる申請は提出期限の前日の17時までとします。この場合、提出期限以降5日以内に郵送又は持ち込みにて提出願います(紙媒体での提出がない場合は申請は有効とはなりません)。

(2) 紙媒体による申請提出場所

北海道森林管理局森林整備部資源活用第二課又は北海道森林管理局管内の最寄りの森林管理署等。

各森林管理署等の住所等は北海道森林管理局ホームページで確認してください。

URL : http://www.rinya.maff.go.jp/hokkaido/introduction/gaiyou_syo/index.html

(3) 電子メールによる申請

① メールアドレス E-mail:h_katsuyo2@maff.go.jp

② 留意事項 別添「電子メールによる申請の留意事項」

(4) 提出書類

【別紙様式1】 国有林材の安定供給システム申請書

【別紙様式2】 社会保険の加入状況

【別紙様式3】 保有する資格

【別紙様式4】 国有林材の安定供給システムに係る企画提案書の提出について

【別紙様式5】 国有林材の安定供給システムに係る企画提案書

別添、添付資料

8 申請書及び企画提案書の内容及び作成における留意事項

(1) 申請書の作成にあたっては、システム販売申請書留意事項を参照願います。

(2) 申請する数量は、物件ごとの出材予定数量とし、分割することのないようにしてください。

(3) 申請者は、別紙1「暴力団排除に関する誓約事項」について申請書の提出前に確認しなければならず、企画提案書の提出をもってこれに同意したものとします。

(4) 共同申請の場合は代表者を定めてください。

(5) 企画提案書の作成にあたっては、企画提案書(記入例)を参考にするとともに、次の点に留意してください。

① 企画提案書は、物件毎に作成願います。

② 共同申請の場合は代表者が企画提案をとりまとめて作成してください(申請者ごとの企画提案書の作成は不要です)。

③ 原木の長さ(長級)は企画提案事項ではありません。北海道森林管理局製品生産事業請負仕様書に基づき、一般材・低質材は3.65m~4.00mを主体とします。

ただし、多様な長級の採材でない場合、生産事業地の条件によっては要望に応じられる場合がありますので、協定締結後に該当森林管理署等と打ち合わせしてください。

④ 特定の径級及び材種を対象とした企画提案は、採用出来ません。該当する樹材種の全ての径級区分に希望単価を記載してください。物件ごとに示した原木はすべて受け入れていただくこととなります。

なお、大径材物件については、希望する径級区分の材(26cm以上に限る)を供給することも対応可能ですので、希望がある場合は、企画提案書(様式5-2)の備考欄にその旨記載してください。なお、提案単価については、審査に必要なことから、希望の有無にかかわらず、26cm以上の該当する全ての径級区分に単価を記載してください。

(6) F I Tによるバイオマス発電用燃料用と既存利用の両方を含む申請については、発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る認定事業者の申請であり、かつ、樹材種・数量が使用目的ごとに明記されている場合に受理します。

① 企画提案書に明記された用途以外に使用することはできません。

② 販売量が協定量に対して減となる場合は、既存利用を優先していただきます。

- (7) 同一事業者が同一物件に複数の申請(共同申請、販売協定を含む)を行った場合は、これらの申請を無効とします。
- (8) 本公告の2-(4)に示している大径材物件については、企画提案書(別紙5)において、次の条件を満たしていることが確認できるよう記載してください。
 - ① 公募数量の半数以上を建築材(正角(柱等)、平角(梁、桁等)等)として利用すること。
 - ② 工務店、ハウスメーカー、プレカット工場等への販売計画があること。
- (9) 申請書及び企画提案書への押印は不要です。

9 審査の方法及び協定予定者の選定等

- (1) システム販売の対象となる需要者の要件をすべて満たしているか審査します。満たしていない場合は、協定予定者として選定することができません。
- (2) 別に定める審査基準(別表参照)に基づき企画提案書の審査を行います。
 - ① 加点項目
評価項目ごとに審査し、評価基準に基づき加点します。
 - ② 減点項目
評価項目ごとに審査し、評価基準に基づき減点します。
- (3) 協定予定者の選定
森林管理局長は、審査の結果、各公募物件毎に、得られた点数が最も高い者であって、当該物件の購入希望単価に基づき算出した平均単価が、協定基準単価を上回っている場合に協定予定者として選定します。
協定基準単価を下回っている場合は、購入希望単価の再提出(1回限り)を求め、協定基準単価を上回った場合に協定予定者として選定します。
なお、各公募物件毎に、得られた点数が最も高い者であっても、企画提案書の審査において、取組評価点及び減点の合計がマイナスの場合は協定予定者として選定しないこととなります。
- (4) 協定に基づく販売に当たっては、森林管理署長等と国有林野事業林産物売買取約款等に基づき売買取約を締結していただきます(共同で協定を締結した場合は、森林管理署長等と代表者の間で売買取約を締結します)。
- (5) 販売価格は協定単価に出材数量を乗じて算出された総額以上とします。また、システム販売は協定者に対し、安定的、計画的に国有林材の供給を行うものであることから、予約割増率を加味した販売価格となります。
- (6) 契約保証金は免除します。
- (7) 企画提案において、山土場に集材された原木を工場等へ直送し、工場等で原木の計測を行うものとして申請し採用された場合は、その旨協定予定者へ通知しますので、森林管理署長等と代表者の間で概算売買取約を締結していただきます。
- (8) 木材の搬出期間は、売買取約成立日以降、引き渡し完了した日から原則2ヶ月以内とします。
なお、山元土場の状況等によっては、搬出期間を延ばすことができる場合があります。ただし、林道の保全のため運材をご遠慮願う期間があることから、具体的には協定締結後、当該森林管理署等と打ち合わせ願います。

10 協定締結に当たって付する条件等

- (1) 別紙2「国有林材の安定供給システム協定書(案)」を参照願います。
- (2) 購入した林産物については目的外に処分しないこと。
- (3) 企画提案書内容を遵守すること。
- (4) 企画提案書の内容の根拠を確認する必要がある場合は確認に協力すること。
- (5) 協定者は、協定期間の終了後、【別紙様式6】【別紙様式7】「国有林材の安定供給システムに係る結果報告書」を森林管理局長に提出すること。
- (6) 販売対象物件については、森林管理署等が「素材の日本農林規格」(平成24年3月28日農林水産省公示第1037号)及び「北海道森林管理局製品生産事業請負仕様書」(令和3年1月13日 2北資二第14号)第7条(2)巻立仕様書及び(3)低質材及び原料材の仕訳区分に基づき選別したものとします。
- (7) 特別の事情がある場合は、協定内容や協定数量を変更することがあります。

1 1 提出書類の返却の可否等

- (1) 提出された申請書、添付書類等は返却しません。
- (2) 提出書類は、審査に係る事務手続き以外の目的で提出者に無断で使用しません。

1 2 問い合わせ先

北海道森林管理局 森林整備部 資源活用第二課

住 所：〒064-8537 札幌市中央区宮の森3条7丁目70番

電 話：050 (3160) 6295、011 (622) 5248

担 当：企画官（木材需給対策）

別紙

「販売物件一覧表」

(1) 単年度協定物件（通常物件）

【札幌地区】

物件番号	樹材種	出材予定 森林管理 署等	出材予定 数量 (m ³)	出材 時期	事業地	林小班	樹種別割合等			備考
							樹種	割合	m ³ 廻り (立木)	
3 - 1	トドマツ一般材 アカエゾマツ一般材 カラマツ一般材 針葉樹低質材	石狩	2,100m ³	7月 ～ 2月	恵庭 千歳	5019ろ外 5375は外	トドマツ アカエゾ カラマツ	36% 31% 33%	0.29m ³ 0.37m ³ 1.01m ³	カラマツ一般材は長材を予定
3 - 2	トドマツ一般材 アカエゾマツ一般材 針葉樹低質材	石狩	3,100m ³	7月 ～ 2月	恵庭	5159ろ外	トドマツ アカエゾ	89% 11%	0.35m ³ 0.31m ³	
3 - 3	トドマツ一般材 カラマツ一般材 針葉樹低質材	石狩	1,400m ³	7月 ～ 2月	支笏	6052に外	トドマツ カラマツ	90% 10%	0.46m ³ 0.53m ³	カラマツ一般材は長材を予定
3 - 4	トドマツ一般材 針葉樹低質材	石狩	1,500m ³	7月 ～ 2月	厚田 当別	281ほ外 285ろ外	トドマツ	100%	0.28m ³	
3 - 5	トドマツ一般材 針葉樹低質材	空知	3,500m ³	5月 ～ 2月	前主夕張	1013は外	トドマツ	100%	0.49m ³	
3 - 6	トドマツ一般材 カラマツ一般材 エゾマツ一般材 ストロブマツ一般材 針葉樹低質材	空知	2,000m ³	5月 ～ 2月	由仁 万字 継立	6ろ外 27わ外 2479ろ外	トドマツ カラマツ エゾマツ ストロブ	85% 6% 7% 2%	0.52m ³ 0.42m ³ 1.40m ³ 1.86m ³	カラマツ一般材は長材を予定
3 - 7	トドマツ一般材 カラマツ一般材 ストロブマツ一般材 針葉樹低質材	空知	4,000m ³	5月 ～ 12月	幌子 西芦別 落辺	4350ろ外 4361ろ外 4480ろ外	トドマツ カラマツ ストロブ	83% 16% 1%	0.40m ³ 0.79m ³ 1.04m ³	カラマツ一般材は長材を予定
3 - 8	トドマツ一般材 カラマツ一般材 ドイツトウヒ一般材 針葉樹低質材	空知	2,700m ³	6月 ～ 2月	迎溪 落辺	3101ろ外 3317は外	トドマツ カラマツ ドイツトウヒ	74% 13% 13%	0.45m ³ 0.75m ³ 1.60m ³	カラマツ一般材は長材を予定
3 - 9	トドマツ一般材 エゾマツ一般材 針葉樹低質材	胆振東部	1,000m ³	7月 ～ 2月	穂別	2074ろ外	トドマツ エゾマツ	75% 25%	0.32m ³ 0.56m ³	SGEC森林認証林産物
3 - 10	トドマツ一般材 エゾマツ一般材 針葉樹低質材	胆振東部	3,000m ³	7月 ～ 2月	白老 樽前	68に外 258ほ1外	トドマツ エゾマツ	85% 15%	0.34m ³ 1.47m ³	
3 - 11	トドマツ一般材 エゾマツ一般材 アカエゾマツ一般材 針葉樹低質材	胆振東部	4,200m ³	7月 ～ 2月	苫小牧 糸井	1158に外 1288と外	トドマツ エゾマツ アカエゾ	43% 18% 39%	0.20m ³ 0.72m ³ 0.19m ³	
3 - 12	トドマツ一般材 エゾマツ一般材 アカエゾマツ一般材 カラマツ一般材 針葉樹低質材	日高北部	2,100m ³	5月 ～ 2月	幌尻	1109ろ外	トドマツ エゾマツ アカエゾマツ カラマツ	68% 4% 4% 24%	0.30m ³ 0.27m ³ 0.35m ³ 0.69m ³	カラマツ一般材は長材を予定
3 - 13	トドマツ一般材 エゾマツ一般材 アカエゾマツ一般材 針葉樹低質材	日高北部	3,300m ³	6月 ～ 3月	日勝 千栄 千呂露	61ろ外 147に外 214は外	トドマツ エゾマツ アカエゾ	70% 6% 24%	0.35m ³ 0.46m ³ 0.42m ³	
3 - 14	トドマツ一般材 カラマツ一般材 針葉樹低質材	日高北部	2,200m ³	5月 ～ 1月	門別	2033ろ外	トドマツ カラマツ	90% 10%	0.32m ³ 0.68m ³	事業先行。トドマツ3.65mに 採材 カラマツ一般材は長材を予定
3 - 15	トドマツ一般材 カラマツ一般材 エゾマツ一般材 針葉樹低質材	日高南部	2,500m ³	6月 ～ 2月	東川 若園 御園東 野深	2067よ 1016よ 261ろ 3070に	トドマツ カラマツ エゾマツ	71% 28% 1%	0.41m ³ 1.35m ³ 0.41m ³	
3 - 16	針葉樹原料材 カラマツ原料材 広葉樹原料材	石狩	2,300m ³	7月 ～ 2月	恵庭 千歳	5019ろ外 5375は外	トド・アカエゾ カラマツ 広葉樹	52% 26% 22%	— — —	
3 - 17	針葉樹原料材 広葉樹原料材	石狩	3,100m ³	7月 ～ 2月	恵庭	5159ろ外	トド・アカエゾ 広葉樹	84% 16%	— —	
3 - 18	針葉樹原料材 カラマツ原料材 広葉樹原料材	石狩	1,700m ³	7月 ～ 2月	支笏	6052に外	トドマツ カラマツ 広葉樹	59% 6% 35%	— — —	

物件 番号	樹材種	出材予定 森林管理 署等	出材予定 数量 (m ³)	出材 時期	事業地	林小班	樹種別割合等			備考
							樹種	割合	m ³ 廻り (立木)	
3 - 19	針葉樹原料材 広葉樹原料材	石狩	1,800m ³	7月 ～ 2月	厚田 当別	281ほ外 285ろ外	トドマツ 広葉樹	67% 33%	— —	
3 - 20	針葉樹原料材 広葉樹原料材	空知	4,000m ³	5月 ～ 2月	前主夕張	1013ほ外	トドマツ 広葉樹	85% 15%	— —	
3 - 21	針葉樹原料材 カラマツ原料材 その他針葉樹原料材 (ストロブ) 広葉樹原料材	空知	3,500m ³	5月 ～ 2月	由仁 万字 継立	6ろ外 27わ外 2479ろ外	トド・エゾ カラマツ ストロブ 広葉樹	85% 5% 1% 9%	— — — —	
3 - 22	針葉樹原料材 カラマツ原料材 その他針葉樹原料材 (ストロブ) 広葉樹原料材	空知	4,000m ³	5月 ～ 12月	幌子 西芦別 落辺	4350ろ外 4361ろ外 4480ろ外 3306ほ外	トドマツ カラマツ ストロブ 広葉樹	76% 10% 1% 13%	— — — —	
3 - 23	針葉樹原料材 カラマツ原料材 その他針葉樹原料材 (ドイウトウヒ) 広葉樹原料材	空知	3,000m ³	6月 ～ 2月	辺溪 落辺	3101ろ外 3317ほ外	トドマツ カラマツ ドイウトウヒ 広葉樹	71% 12% 12% 5%	— — — —	
3 - 24	針葉樹原料材 広葉樹原料材	胆振東部	800m ³	7月 ～ 2月	穂別	2074ろ外	トド・エゾ 広葉樹	80% 20%	— —	SGEC森林認証林産物
3 - 25	針葉樹原料材 広葉樹原料材	胆振東部	1,500m ³	7月 ～ 2月	白老 樽前	68に外 258ほ1外	トド・エゾ 広葉樹	75% 25%	— —	
3 - 26	針葉樹原料材 広葉樹原料材	胆振東部	3,500m ³	7月 ～ 2月	苫小牧 糸井	1158に外 1288と外	トド・エゾ・アカエゾ 広葉樹	85% 15%	— —	
3 - 27	針葉樹原料材 カラマツ原料材 広葉樹原料材	日高北部	2,600m ³	5月 ～ 2月	幌尻	1109ろ外	トド・エゾ カラマツ 広葉樹	50% 15% 35%	— — —	
3 - 28	針葉樹原料材 広葉樹原料材	日高北部	3,900m ³	6月 ～ 3月	日勝 千栄 千呂露	61ろ外 147に外 214ほ外	トド・エゾ 広葉樹	72% 28%	— —	
3 - 29	針葉樹原料材 カラマツ原料材 広葉樹原料材	日高北部	2,100m ³	5月 ～ 1月	門別	2033ろ外	トド・エゾ カラマツ 広葉樹	75% 10% 15%	— — —	事業先行。針葉樹は3.65m・ 2.40mに採材、広葉樹は2.40m に採材。
3 - 30	針葉樹原料材 カラマツ原料材 その他針葉樹原料材 (ストロブ)	日高南部	3,700m ³	6月 ～ 2月	東川 若園 御園東 野深	2067よ 1016よ 261ろ 3070に	トド・エゾ カラマツ ストロブ	70% 29% 1%	— — —	
3 - 31	広葉樹原料材	日高南部	900m ³	6月 ～ 2月	東川 若園 御園東 野深	2067よ 1016よ 261ろ 3070に	広葉樹	100%	—	
【札幌地区計】			81,000m ³	署別数量再掲： 石狩署 17,000m ³ 空知署 26,700m ³ 胆振東部署 14,000m ³ 日高北部署 16,200m ³ 日高南部署 7,100m ³						

【旭川地区】

物件 番号	樹材種	出材予定 森林管理 署等	出材予定数 量 (m ³)	出材 時期	事業地	林小班	樹種別割合等			備考
							樹種	割合	m ³ 廻り (立木)	
3 - 32	トドマツ一般材 エゾマツ一般材 針葉樹低質材	留萌北部	2,800m ³	7月 ～ 3月	管内全域	1008と外 1020に外	トドマツ エゾマツ	85% 15%	0.30m ³ 0.20m ³	
3 - 33	トドマツ一般材 針葉樹低質材	留萌南部	1,500m ³	6月 ～ 2月	三溪 古丹別	2004ろ外 2087に外	トドマツ	100%	0.32m ³	
3 - 34	トドマツ一般材 エゾマツ一般材 アカエゾマツ一般材 針葉樹低質材	上川北部	2,900m ³	5月 ～ 10月	班溪・然別 奥珊瑠 和寒・上士別 上士別	78い外 32ろ外 2343と外 2336い外	トドマツ エゾマツ アカエゾ	90% 5% 5%	0.40m ³ 0.59m ³ 0.22m ³	
3 - 35	カラマツ一般材	上川北部	2,200m ³	5月 ～ 10月	班溪・然別 奥珊瑠 和寒・上士別 上士別	78い外 32ろ外 2343と外 2336い外	カラマツ	100%	0.73m ³	カラマツ一般材は長材を予定
3 - 36	トドマツ一般材 カラマツ一般材 針葉樹低質材	上川北部	1,700m ³	10月 ～ 2月	風連	1135は外	トドマツ カラマツ	75% 25%	0.35m ³ 0.53m ³	出材は10月以降 カラマツ一般材は長材を予定
3 - 37	トドマツ一般材 針葉樹低質材	宗谷	5,500m ³	5月 ～ 10月	知来別 豊富	1007ち外 4115に外	トドマツ	100%	0.57m ³	
3 - 38	トドマツ一般材 針葉樹低質材	宗谷	5,500m ³	9月 ～ 2月	豊富 下頓別	4109い外 2013い外	トドマツ	100%	0.44m ³	
3 - 39	トドマツ一般材 エゾマツ一般材 アカエゾ一般材 針葉樹低質材	上川中部	3,000m ³	4月 ～ 2月	志比内・朗根内 嵐山・雨紛	359い外	トドマツ エゾマツ アカエゾ	93% 2% 5%	0.28m ³ 0.30m ³ 0.30m ³	
3 - 40	トドマツ一般材 針葉樹低質材	上川南部	4,500m ³	5月 ～ 2月	トマム 幾寅 双珠別	235に外	トドマツ	100%	0.27m ³	事業先行。3.65m ³ に 採材。
3 - 41	トドマツ一般材 カラマツ一般材 針葉樹低質材	北空知	1,600m ³	6月 ～ 2月	鷹泊 深川	14ろ外 468い外	トドマツ カラマツ	67% 33%	0.38m ³ 0.67m ³	事業先行。3.65m ³ に 採材。
3 - 42	針葉樹原材料 広葉樹原材料	留萌北部	2,700m ³	7月 ～ 3月	管内全域	1008と外 1020に外	トド・エゾ 広葉樹	85% 15%	— —	
3 - 43	針葉樹原材料 広葉樹原材料	留萌南部	5,500m ³	6月 ～ 2月	三溪 古丹別	2004ろ外 2087に外	トドマツ 広葉樹	55% 45%	— —	
3 - 44	針葉樹原材料 カラマツ原材料	上川北部	2,300m ³	5月 ～ 10月	班溪・然別 奥珊瑠 和寒・上士別 上士別	78い外 32ろ外 2343と外 2336い外	トド・エゾ・アカエゾ カラマツ	55% 45%	— —	
3 - 45	広葉樹原材料	上川北部	1,700m ³	5月 ～ 10月	班溪・然別 奥珊瑠 和寒・上士別 上士別	78い外 32ろ外 2343と外 2336い外	広葉樹	100%	—	
3 - 46	針葉樹原材料 カラマツ原材料 広葉樹原材料	上川北部	1,400m ³	10月 ～ 2月	風連	1135は外	トドマツ カラマツ 広葉樹	40% 20% 40%	— — —	出材は10月以降
3 - 47	針葉樹原材料 広葉樹原材料	宗谷	2,500m ³	5月 ～ 10月	知来別 豊富	1007ち外 4115に外	トドマツ 広葉樹	70% 30%	— —	
3 - 48	針葉樹原材料 広葉樹原材料	宗谷	2,500m ³	9月 ～ 2月	豊富 下頓別	4109い外 2013い外	トドマツ 広葉樹	70% 30%	— —	
3 - 49	針葉樹原材料 カラマツ原材料	上川中部	4,500m ³	4月 ～ 2月	志比内・朗根内 嵐山・雨紛	359い外	トド・エゾ カラマツ アカエゾ	93% 4% 3%	— — —	
3 - 50	広葉樹原材料	上川中部	3,500m ³	4月 ～ 2月	志比内・朗根内 嵐山・雨紛	359い外	広葉樹	100%	—	
3 - 51	針葉樹原材料	上川南部	3,000m ³	5月 ～ 2月	トマム 幾寅 双珠別	235に外	トドマツ	100%	—	事業先行 2.40m ³ に採材
3 - 52	広葉樹原材料	上川南部	3,500m ³	5月 ～ 2月	トマム 幾寅 双珠別	235に外	広葉樹	100%	—	事業先行 2.60m ³ に採材

物件 番号	樹材種	出材予定 森林管理 署等	出材予定数 量 (m ³)	出材 時期	事業地	林小班	樹種別割合等			備考
							樹種	割合	m ³ 廻り (立木)	
3 - 53	針葉樹原料材 広葉樹原料材	北空知	1,900m ³	6月 ～ 2月	鷹泊 深川	14ろ外 468い外	トドマツ 広葉樹	47% 53%	— —	事業先行 針葉樹：3.65mに採材 広葉樹：2.40mに採材
【旭川地区合計】			66,200	署別数量再掲：		留萌北部署 留萌南部署 上川北部署 宗谷署 上川中部署 上川南部署 北空知支署			5,500m ³ 7,000m ³ 12,200m ³ 16,000m ³ 11,000m ³ 11,000m ³ 3,500m ³	

【北見地区】

物件 番号	樹材種	出材予定 森林管理 署等	出材予定数 量 (m ³)	出材 時期	事業地	林小班	樹種別割合等			備考
							樹種	割合	m ³ 廻り (立木)	
3 - 54	トドマツ一般材 エゾマツ一般材 アカエゾマツ一般材 針葉樹低質材	網走西部	3,500m ³	7月 ～ 2月	芭露 瀬戸瀬	98に外 61は外	トドマツ エゾマツ アカエゾ	90% 2% 8%	0.20m ³ 0.15m ³ 0.20m ³	
3 - 55	トドマツ一般材 エゾマツ一般材 アカエゾマツ一般材 針葉樹低質材	網走西部	4,000m ³	7月 ～ 2月	滝 白滝 支湧別	1054と外 2102は外 2042は外	トドマツ エゾマツ アカエゾ	90% 2% 8%	0.20m ³ 0.15m ³ 0.20m ³	
3 - 56	トドマツ一般材 エゾマツ一般材 アカエゾマツ一般材 針葉樹低質材	網走西部	4,000m ³	7月 ～ 2月	生田原第一 生田原第二	313は外 334へ外	トドマツ エゾマツ アカエゾ	90% 2% 8%	0.20m ³ 0.15m ³ 0.20m ³	
3 - 57	カラマツ一般材	網走西部	1,000m ³	7月 ～ 2月	芭露 瀬戸瀬 生田原第一 生田原第二	98れ外 323へ外 334へ外 8へ外	カラマツ	100%	0.30m ³	カラマツ一般材は長材及び短材を予定
3 - 58	トドマツ一般材 アカエゾマツ一般材 エゾマツ一般材 カラマツ一般材 ストロブマツ一般材 針葉樹低質材	西紋別	5,400m ³	7月 ～ 2月	管内全域	32 315、316 1075 1022、1023 1012 外	トドマツ アカエゾ エゾマツ カラマツ ストロブ	90% 1% 1% 7% 1%	0.28m ³ 0.21m ³ 0.15m ³ 0.32m ³ 0.42m ³	カラマツ一般材は長材を予定
3 - 59	トドマツ一般材 針葉樹低質材	網走中部	6,000m ³	5月 ～ 2月	温根湯・厚和 常元 置戸	1037・1040 10～13 85～87	トドマツ	100%	0.27m ³	
3 - 60	トドマツ一般材 針葉樹低質材	網走中部	6,000m ³	6月 ～ 2月	瑞穂 日吉 端野 佐呂間 若佐	2038 2215 2223、2224 2016 2021	トドマツ	100%	0.44m ³	
3 - 61	エゾマツ一般材 アカエゾマツ一般材 針葉樹低質材	網走中部	100m ³	5月 ～ 2月	温根湯・厚和 置戸 常元 日吉 端野 佐呂間 若佐	1037・1040 85～87 10～13 2215 2223、2224 2016 2021	エゾマツ アカエゾ	20% 80%	0.18m ³ 0.18m ³	
3 - 62	トドマツ一般材 エゾマツ一般材 アカエゾマツ一般材 針葉樹低質材	網走南部	2,900m ³	6月 ～ 2月	川本 清里	1070ろ外 1100ち外	トドマツ エゾマツ アカエゾ	45% 4% 51%	0.34m ³ 0.41m ³ 0.29m ³	
3 - 63	トドマツ一般材 エゾマツ一般材 アカエゾマツ一般材 カラマツ一般材 針葉樹低質材	網走南部	3,000m ³	6月 ～ 2月	津別 本岐 相生	2105ぬ 2138と外 2225い外	トドマツ エゾマツ アカエゾ カラマツ	91% 1% 7% 1%	0.47m ³ 0.30m ³ 0.14m ³ 0.89m ³	カラマツ一般材は長材を予定
3 - 64	トドマツ一般材 エゾマツ一般材 アカエゾマツ一般材 カラマツ一般材 針葉樹低質材	網走南部	2,000m ³	8月 ～ 1月	東藻琴 美幌	11に外 36は外	トドマツ エゾマツ アカエゾ カラマツ	65% 1% 30% 4%	0.72m ³ 0.44m ³ 0.44m ³ 0.72m ³	カラマツ一般材は長材を予定
3 - 65	トドマツ一般材 エゾマツ一般材 アカエゾマツ一般材 針葉樹低質材	網走南部	3,000m ³	6月 ～ 2月	小清水 砥草原	313い外 331よ	トドマツ エゾマツ アカエゾ	97% 1% 2%	0.36m ³ 0.53m ³ 0.14m ³	
3 - 66	針葉樹原材料 広葉樹原材料	網走西部	3,000m ³	7月 ～ 2月	芭露 瀬戸瀬	98れ外 8へ外	トドマツ 広葉樹	80% 20%	— —	
3 - 67	針葉樹原材料 広葉樹原材料	網走西部	3,500m ³	7月 ～ 2月	滝 白滝 支湧別	1054と外 2102は外 2042は外	トドマツ 広葉樹	80% 20%	— —	
3 - 68	針葉樹原材料 カラマツ原材料 広葉樹原材料	網走西部	4,000m ³	7月 ～ 2月	生田原第一 生田原第二	313は外 334へ外	トドマツ カラマツ 広葉樹	60% 20% 20%	— — —	
3 - 69	針葉樹原材料 カラマツ原材料 その他針葉樹原材料(ストロブ)	西紋別	6,400m ³	7月 ～ 2月	管内全域	32 315・316 1075 1022・1023 1012 外	トドマツ・アカエゾ カラマツ ストロブ	93% 6% 1%	— — —	

物件 番号	樹材種	出材予定 森林管理 署等	出材予定数 量 (m ³)	出材 時期	事業地	林小班	樹種別割合等			備考
							樹種	割合	m ³ 廻り (立木)	
3 - 70	広葉樹原材料	西紋別	3,100m ³	7月 ～ 2月	管内全域	32 315・316 1075 1022・1023 1012 外	広葉樹	100%	—	
3 - 71	針葉樹原材料 カラマツ原材料	網走中部	4,000m ³	5月 ～ 2月	温根湯・厚和 置戸 常元 日吉 端野 佐呂間 若佐	1037・1040 85～87 10～13 2215 2223、2224 2016 2021	トド・アカエゾ カラマツ	97% 3%	— —	
3 - 72	広葉樹原材料	網走中部	4,500m ³	5月 ～ 2月	温根湯・厚和 置戸 常元 日吉 端野 佐呂間 若佐	1037・1040 85～87 10～13 2215 2223、2224 2016 2021	広葉樹	100%	—	
3 - 73	針葉樹原材料	網走南部	5,000m ³	6月 ～ 2月	川本 清里 小清水 砥草原	1070ろ外 1100ち外 313い外 331よ	トド・エゾ・アカエゾ	100%	—	
3 - 74	針葉樹原材料 カラマツ原材料	網走南部	4,000m ³	6月 ～ 2月	津別 本岐 相生 東藻琴 美幌	2105ぬ 2138と外 2225い外 111に外 37は外	トド・エゾ・アカエゾ カラマツ	96% 4%	— —	
3 - 75	広葉樹原材料	網走南部	3,000m ³	6月 ～ 2月	川本 清里 津別 本岐 相生 東藻琴 美幌 小清水 砥草原	1070ろ外 1100ち外 2105ぬ外 2138と外 2225い外 111に外 36は外 313い外 331よ	広葉樹	100%	—	
【北見地区計】			81,400m ³	署別数量再掲：		網走西部署 西紋別支署 網走中部署 網走南部署			23,000m ³ 14,900m ³ 20,600m ³ 22,900m ³	

※ 3-54～3-75については、S G E C森林認証林産物。

【帯広地区】

物件 番号	樹材種	出材予定 森林管理 署等	出材予定数 量 (m ³)	出材 時期	事業地	林小班	樹種別割合等			備考
							樹種	割合	m ³ 廻り (立木)	
3 - 76	カラマツ一般材	根釧西部	5,000m ³	6月 ～ 12月	標茶 真竜	205へ外 313ほ	カラマツ	100%	0.62m ³	長材及び短材を予定
3 - 77	トドマツ一般材 アカエゾマツ一般材 針葉樹低質材	根釧西部	5,000m ³	6月 ～ 12月	鶴居 標茶	130い外 290い外	トドマツ アカエゾ	98% 2%	0.42m ³ 0.10m ³	
3 - 78	トドマツ一般材 アカエゾマツ一般材	根釧東部	4,600m ³	4月 ～ 2月	中標津町開陽 羅臼町峰浜	483に外 121は外	トドマツ アカエゾ	43% 57%	0.15m ³ 0.20m ³	
3 - 79	カラマツ一般材	根釧東部	1,600m ³	4月 ～ 2月	中標津町養老牛	455に外	カラマツ	100%	0.59m ³	長材を予定
3 - 80	カラマツ一般材	十勝東部	3,000m ³	7月 ～ 2月	足寄.本別	6外	カラマツ	100%	0.88m ³	長材及び短材を予定
3 - 81	トドマツ一般材 エゾマツ一般材 アカエゾマツ一般材 針葉樹低質材	十勝東部	4,000m ³	7月 ～ 2月	足寄.本別 上足寄 鳥取 鳥取第二	3外	トドマツ エゾマツ アカエゾ	83% 14% 3%	0.22m ³ 0.23m ³ 0.30m ³	
3 - 82	トドマツ一般材 エゾマツ一般材 アカエゾマツ一般材 ストロブマツ一般材 ヨーロッパアカマツ一般材 針葉樹低質材	十勝東部	4,000m ³	7月 ～ 2月	陸別 勲祢別 宇遠別	1110外	トドマツ エゾマツ アカエゾ ストロブ ヨーロッパアカマツ	74% 3% 20% 2% 1%	0.25m ³ 0.18m ³ 0.32m ³ 1.08m ³ 0.72m ³	
3 - 83	トドマツ一般材 針葉樹低質材	十勝西部	3,000m ³	7月 ～ 3月	芽室	283い外	トドマツ エゾ・アカエゾ	91% 9%	0.30m ³ 0.20m ³	
3 - 84	トドマツ一般材 針葉樹低質材	十勝西部	2,200m ³	7月 ～ 2月	尾田第一	2052い外	トドマツ エゾ・アカエゾ	97% 3%	0.49m ³ 0.33m ³	
3 - 85	アカエゾマツ一般材 トドマツ一般材 エゾマツ一般材 針葉樹低質材	東大雪	2,500m ³	6月 ～ 2月	岩松	1058い外	アカエゾ トドマツ エゾマツ	52% 45% 3%	0.16m ³ 0.32m ³ 1.52m ³	
3 - 86	アカエゾマツ一般材 トドマツ一般材 エゾマツ一般材 針葉樹低質材	東大雪	3,000m ³	7月 ～ 2月	鹿追	2107ろ外	アカエゾ トドマツ エゾマツ	66% 33% 1%	0.22m ³ 0.21m ³ 0.18m ³	
3 - 87	カラマツ原料材	根釧西部	5,000m ³	6月 ～ 12月	標茶 真竜	205へ外 313ほ	カラマツ	100%	—	
3 - 88	針葉樹原料材	根釧西部	5,000m ³	6月 ～ 12月	鶴居 標茶	130い外 290い外	トド・エゾ・アカエゾ	100%	—	
3 - 89	針葉樹原料材 カラマツ原料材 広葉樹原料材	根釧東部	4,700m ³	4月 ～ 2月	中標津町開陽 中標津町養老牛 羅臼町峰浜	483に外 455に外 121は外	トド・アカエゾ カラマツ 広葉樹	58% 21% 21%	— — —	
3 - 90	カラマツ原料材	十勝東部	1,400m ³	7月 ～ 2月	足寄.本別	6外	カラマツ	100%	—	
3 - 91	針葉樹原料材	十勝東部	5,000m ³	7月 ～ 2月	足寄.本別 上足寄.鳥取 鳥取第二	3外	トド・エゾ・アカエゾ	100%	—	
3 - 92	針葉樹原料材 その他針葉樹原料材(ストロブ外)	十勝東部	7,000m ³	7月 ～ 2月	陸別 勲祢別 宇遠別	1110外	トド・エゾ・アカエゾ ストロブ ヨーロッパアカマツ	91% 8% 1%	— — —	
3 - 93	広葉樹原料材	十勝東部	4,000m ³	7月 ～ 2月	足寄.本別 上足寄.鳥取 鳥取第二	3外	広葉樹	100%	—	
3 - 94	広葉樹原料材	十勝東部	1,000m ³	7月 ～ 2月	陸別 勲祢別 宇遠別	1110外	広葉樹	100%	—	
3 - 95	針葉樹原料材	十勝西部	3,000m ³	7月 ～ 3月	管内全域	2052い外	トド・エゾ・アカエゾ	100%	—	
3 - 96	広葉樹原料材	十勝西部	1,700m ³	7月 ～ 3月	管内全域	2052い外	広葉樹	100%	—	
3 - 97	針葉樹原料材 広葉樹原料材	東大雪	2,300m ³	7月 ～ 2月	鹿追	2107ろ外	トド・エゾ・アカエゾ 広葉樹	69% 31%	— —	
【帯広地区計】			78,000m ³	署別数量再掲:		根釧西部署 根釧東部署 十勝東部署 十勝西部署 東大雪支署			20,000m ³ 10,900m ³ 29,400m ³ 9,900m ³ 7,800m ³	

【函館地区】

物件 番号	樹材種	出材予定 森林管理 署等	出材予定数 量 (m ³)	出材 時期	事業地	林小班	樹種別割合等			備考
							樹種	割合	m ³ 廻り (立木)	
3 - 98	トドマツ一般材 カラマツ一般材 針葉樹低質材	檜山	2,500m ³	5月 ～ 12月	天作	459へ外	トドマツ カラマツ	97% 3%	0.40m ³ 1.33m ³	カラマツ一般材は長材を予定
3 - 99	スギ一般材 トドマツ一般材 カラマツ一般材 針葉樹低質材	檜山	3,400m ³	6月 ～ 12月	よびたらし トンガリ	3141い外 3170い外	スギ トドマツ カラマツ	56% 39% 5%	0.56m ³ 0.40m ³ 0.51m ³	カラマツ一般材は長材を予定
3 - 100	トドマツ一般材 針葉樹低質材	渡島	1,500m ³	6月 ～ 2月	ペンケル	237ち外	トドマツ	100%	0.43m ³	
3 - 101	トドマツ一般材 カラマツ一般材 針葉樹低質材	渡島	2,300m ³	6月 ～ 2月	鳥崎	1065い外	トドマツ カラマツ	26% 74%	0.62m ³ 0.63m ³	カラマツ一般材は長材を予定
3 - 102	トドマツ一般材 スギ一般材 針葉樹低質材	渡島	2,600m ³	6月 ～ 2月	太櫓越	6058い外	トドマツ スギ	48% 52%	0.27m ³ 0.50m ³	
3 - 103	トドマツ一般材 針葉樹低質材	渡島	3,100m ³	6月 ～ 2月	ボン金ヶ沢	5289は外	トドマツ	100%	0.68m ³	
3 - 104	針葉樹原材料 カラマツ原材料 その他針葉樹原材料(ストロブ外) 広葉樹原材料	後志	3,700m ³	5月 ～ 2月	留寿都 大滝	280い外 2034い外	トド・エゾ・アカエゾ カラマツ ストロブ ドイツトウヒ 広葉樹	75% 9% 1% 2% 13%	— — — — —	
3 - 105	針葉樹原材料 カラマツ原材料 広葉樹原材料	檜山	1,900m ³	5月 ～ 12月	天作	459へ外	トドマツ カラマツ 広葉樹	72% 2% 26%	— — —	
3 - 106	針葉樹原材料 カラマツ原材料 スギ原材料 広葉樹原材料	檜山	2,200m ³	6月 ～ 12月	よびたらし トンガリ	3141い外 3170い外	トドマツ カラマツ スギ 広葉樹	32% 4% 46% 18%	— — — —	
3 - 107	針葉樹原材料 スギ原材料 カラマツ原材料	渡島	3,800m ³	6月 ～ 2月	ペンケル 鳥崎 太櫓越 ボン金ヶ沢	237ち外 1065い外 6058い外 5289は外	トドマツ カラマツ スギ	65% 19% 16%	— — —	
【函館地区計】			27,000m ³	署別数量再掲：		後志署 檜山署 渡島署	3,700m ³ 10,000m ³ 13,300m ³			

【通常物件計】	333,600m ³	
---------	-----------------------	--

(2) 単年度協定物件 (大径材物件)

物件番号	樹材種	出材予定 森林管理 署等	出材予定数量 (m ³)	出材 時期	事業地	林小班	樹種別割合等			備考
							樹種	割合	m ³ 廻り (立木)	
3 - 108	カラマツ一般材 (大径材)	石狩	100m ³	7月 ～ 2月	恵庭 千歳	5019ろ外 5375は外	カラマツ	100%	1.01m ³	
3 - 109	トドマツ一般材 (大径材)	空知	200m ³	6月 ～ 2月	辺浜 落辺	3101ろ外 3317は外	トドマツ	100%	0.45m ³	
3 - 110	トドマツ一般材 (大径材)	網走西部 西紋別	50m ³ 50m ³	7月 ～ 3月	管内全域 管内全域	2042ほ外 5外	トドマツ トドマツ	100% 100%	0.60m ³ 0.85m ³	SGEC認証材
3 - 111	トドマツ一般材 (大径材)	網走南部	100m ³	6月 ～ 2月	川本 清里	1070ろ外 1100ち外	トドマツ	100%	0.34m ³	SGEC認証材
3 - 112	カラマツ一般材 (大径材)	根釧西部	200m ³	6月 ～ 12月	標茶 真竜	205へ外 313ほ	カラマツ	100%	0.62m ³	
3 - 113	カラマツ一般材 (大径材)	根釧東部	100m ³	4月 ～ 2月	中標津町養老牛	455に外	カラマツ	100%	0.59m ³	
3 - 114	トドマツ一般材 (大径材)	十勝東部	100m ³	7月 ～ 2月	管内全域	3外	トドマツ	100%	0.28m ³	
3 - 115	カラマツ一般材 (大径材)	十勝東部	100m ³	7月 ～ 2月	管内全域	6外	カラマツ	100%	0.42m ³	
3 - 116	トドマツ一般材 (大径材)	十勝西部	100m ³	7月 ～ 2月	尾田第一 豊似	2052い外 1001に3外	トドマツ	100%	1.12m ³	
【大径材物件計】			1,100m ³	署別数量再掲： 石狩署 100m ³ 空知署 200m ³ 網走西部署 50m ³ 西紋別支署 50m ³ 網走南部署 100m ³ 根釧西部署 200m ³ 根釧東部署 100m ³ 十勝東部署 200m ³ 十勝西部署 100m ³						

※ 大径材物件の品質については次のとおり。

- ・ 両木口が正円に近く、通直にして樹心が木口面の中央部にあるもの
- ・ 木口・材面ともに腐れ又は空洞等がないもの
- ・ 節は3材面以上無節
- ・ 曲がりは単曲（重曲は不可）で5%以下
- ・ 目まわり、入皮、凍裂等のその他の欠点がないか、きわめて軽微なもの

(3) 複数年度協定物件

物件番号	樹材種	出材予定 森林管理 署等	出材予定 数量 (m ³)	年度	出材 時期	事業地	林小班	樹種別割合等			備考
								樹種	割合	m ³ 廻り (立木)	
3 - 117	カラマツ一般材 ※R4はカラマツ、トドマツ、エゾ・アカエゾマツ、針葉樹低質材を予定。	上川中部	500m ³	R3	4月 ～ 3月	清川	2134と外	カラマツ	100%	0.98m ³	
			2,000m ³	R4	未定			カラマツ	50%	0.56m ³	
								トドマツ	25%	0.47m ³	
								エゾマツ	3%	0.22m ³	
			アカエゾ	22%	0.34m ³						
			1,200m ³	R5	未定		カラマツ	100%	0.56m ³		
			3,700m ³								
3 - 118	カラマツ原料材 針葉樹原料材 広葉樹原料材	上川中部	1,000m ³	R3	4月 ～ 3月	清川	2134と外	カラマツ	30%	—	
								トド・エゾ・アカエゾ	20%	—	
								広葉樹	50%	—	
								カラマツ	27%	—	
			2,200m ³	R4	未定		トド・エゾ・アカエゾ	27%	—		
							広葉樹	46%	—		
			1,400m ³	R5	未定		カラマツ	64%	—		
							広葉樹	36%	—		
			4,600m ³								
3 - 119	トドマツ一般材 エゾマツ一般材 アカエゾマツ一般材 針葉樹低質材	網走南部	1,000m ³	R3	8月 ～ 3月	青葉	1002ろ外	トドマツ	94%	0.72m ³	SGEC認証材
								エゾマツ	1%	0.26m ³	
								アカエゾ	5%	0.26m ³	
			2,000m ³	R4	未定		未定				
			3,000m ³								
3 - 120	トドマツ一般材 アカエゾマツ一般材 針葉樹低質材	十勝西部	2,000m ³	R3	7月 ～ 2月	豊似	1001に3外	トドマツ	95%	0.33m ³	
								アカエゾ	5%	0.24m ³	
								未定			
			3,000m ³	R4	未定						
			5,000m ³								
【複数年度物件計】			16,300m ³	署別数量再掲：			上川中部署		8,300m ³		
						網走南部署		3,000m ³			
						十勝西部署		5,000m ³			

【公募総計】	351,000m ³	
--------	-----------------------	--

※ 針葉樹低質材及び針葉樹原料材には、トドマツ、エゾマツ、アカエゾマツを含む。

※ カラマツ一般材の材長区分は、長材が2.7～4.0m、短材が1.8～2.6m。

暴力団排除に関する誓約事項

当社（団体である場合は当団体）は、下記 1 及び 2 のいずれにも該当せず、また、将来においても該当しないことを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、北海道森林管理局の求めに応じ、当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表）を警察に提供することについて同意します。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を得る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

上記事項について、安定給システム販売申請書の提出をもって誓約します。

別紙 2

国有林材の安定供給システム協定書（案）

国有林材の安定供給システムによる販売の実施に関し、北海道森林管理局長（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）とは、令和3年 月 日から令和4年4月30日まで下記により協定する。

令和3年 月 日

甲 札幌市中央区宮の森3条7丁目70番地
北海道森林管理局長

乙

記

第1条 甲乙双方は、信義に則り、相互に協力し、かつ、誠実にこの協定の遵守に努めるものとする。

第2条 甲は、この協定に基づく林産物の販売計画を別記のとおり定めるとともに、当該林産物の安定供給に努めるものとする。

第3条 乙は、前条の計画に基づき供給される林産物の購入に努めるとともに、購入する林産物の利用及び加工・流通等に係る取組その他について、企画提案書の内容を踏まえたものとなるよう努めるものとする。

第4条 乙は、甲に対し、企画提案書に記載した取組の実施状況について報告を行うものとする。

(1) 乙は、甲が行う報告内容の確認作業に協力するものとする。

第5条 林産物の販売は、森林管理署長又は森林管理署支署長と乙との売買契約に基づき行うものとする。

第6条 乙は、購入した林産物について、その売払いを受けた目的以外に使用し、消費し、担保に供し、又は他人に譲り渡してはならない。

第7条 甲は、乙が前条の規定に反していた場合にはこの協定を解除することができるも

のとする。

第8条 甲乙双方は、特に必要と認める場合は、協議の上、この協定の変更又は解除をすることができるものとする。

第9条 この協定の特約条件として、次のことを定める。

- (1) 甲は、第7条の規定によるほか、乙が協定期間中に「国有林材の安定供給システムによる販売（製品販売）」の実施に係る公募公告に定めるシステム販売の対象となる需要者の要件を失ったときは、この協定を解除することができるものとする。
- (2) 第7条又は上記の(1)に基づき協定を解除した場合、乙は、その解除によって生じる損害賠償の請求を行わないものとする。
- (3) 甲は、協定締結後に乙が企画提案書に記載した取組の概要並びに協定した協定数量を、原則公表するものとする。
- (4) 協定した単価は、市場価格と大幅な差が生ずる場合に変更することができるものとする。
- (5) 甲は、この協定に基づき販売する林産物が、持続可能な森林経営が営まれている森林から合法的に伐採されたものであることを証明するものとする。
- (6) 乙は、合法性・持続可能性を確保した木材から生産された木材・木材製品であることを製品の需用者にPRするよう努めるものとする。
- (7) 乙は、甲が企画提案書の内容の根拠を確認する必要が生じた場合、確認作業について協力するものとする。

第10条 販売予定数量に対して販売数量が2割以上の過不足が見込まれる場合は、甲乙双方で協議してその取り扱いを決めるものとする。

第11条 この協定に定めのない事項については、必要に応じて、甲乙協議の上、定めるものとする。

上記協定の証として、本協定書を 部作成し、甲、乙各1通を保有する。

別記

林産物の販売計画

物件番号	樹材種	販売予定森林管理署(支署)	販売予定数量(m ³)

別表

国有林材の安定供給システムに係る審査基準

1 評価項目

評価項目	評価内容	配点		
価格点	審査の対象とする申請者の最低購入希望価格(円/m ³)	50~0		
	申請者のうち最高額を提示した者の最低購入希望価格(円/m ³)			
	点数			
取組評価点1	特に優良と認められるもの	3~0		
	優良と認められるもの			
	良と認められるもの			
	上記以外			
取組評価点2	新設、拡充、導入からの期間(申請時)	15~0		
	地域林政と整合する場合における新設、拡充、導入からの期間(申請時)			
	需要拡大に係る国策と整合する場合における新設、拡充、導入からの期間(申請時)			
	地域林政及び需要拡大に係る国策のいずれとも整合する場合における新設、拡充、導入からの期間(申請時)			
取組評価点3	製材工場、2×4工場	製品歩留まり(%)	5~0	
	合単板工場	製品歩留まり(%)		
	LVL工場	製品歩留まり(%)		
	集成材工場	製品歩留まり(%)		
	チップ工場	生産能力(月産量BDt)		
	オガ粉工場	生産能力(年間生産量m ³)		
	流通事業者	手数料(%)		
		はい積料(円/m ³)		
		計		
		バイオマス発電工場【熱利用なし】		間伐材・林地残材等の利用割合(%)
	バイオマス発電工場【熱利用あり】			
	住宅メーカー、製紙工場	地域材の利用率(%)		
	素材生産事業者	過去2年度分の事業成績評定(点)		
取組評価点4	前年度の国有林立木販売購入実績【分育購入実績なし】(件)	5~0		
	前年度の国有林立木販売購入実績【分育購入実績あり】(件)			
取組評価点5	森林経営管理法に基づき市町村から民有林管理を再委託	3~0		
	森林経営計画を策定して民有林を管理経営			
	森林経営計画策定者等から民有林の森林施業を受託			
取組評価点6	4日以上労働災害なし	3~0		
	4日以上労働災害が1~2件			
	重大災害あり又は重大災害に至らない4日以上労働災害が3件以上			
取組評価点7	申請者の全員が登録している場合又は申請者が素材生産事業者の場合で、協定取引先全員が登録している場合	3~0		
	申請者の半分以上が登録している場合又は申請者が素材生産事業者の場合で、協定取引先の半分以上が登録している場合			
	上記以外			
取組評価点8	えるぼし認定企業、プラチナくるみん認定企業、くるみん認定企業、ユースエール認定企業である場合	2~0		
	くるみん認定の認定基準7、認定基準8及び認定基準9の基準を満たしている場合、過去3年間に若手(35歳未満)の新規雇用があり申請の日まで雇用が継続している場合			
	上記以外			
取組評価点9	以下の項目のすべてにあてはまる場合	2~0		
	以下の項目の1つまたは2つにあてはまる場合			
	以下の項目のいずれにもあてはまらない場合			
	○労働生産性の向上のため、効率的な作業システム、工程管理の工夫等を行うとともに、生産性向上の目標を持って取り組んでいる			
	○現場従事者の技術向上に向け、技術指導、研修会・講習会の開催・参加、資格取得への支援等を実施している			
○作業の標準化、天候に応じた就業調整等により、現場作業員の休暇日数の確保と休養、健康管理に組織的に取り組んでいる				
取組評価点10	一般材・低質材	建築用の構造材の生産割合(集成材、合板を除く、桧木、ラミナを除く)。	9~0	
	原料材	チップ及びオガ粉の年間生産量のうち、北海道内の農林水産業用(菌床用・緩衝材・暗渠疎水材・家畜敷料等)として供給している割合(原木換算)。	9~0	
減点1	意図した結果となった	0~-10		
	意図した一部のみが実現した			
	意図した結果にならなかった。(以下を除く)			
	改善を指導したものの十分な対応をせず、意図した結果にならなかった			
減点2	システム販売の合計期間	0~-5		

【別紙様式 1】

国有林材の安定供給システム申請書

令和 年 月 日

北海道森林管理局長 あて

住 所
(代表者) 商号又は名称
代表者氏名

住 所
商号又は名称
代表者氏名

令和 年 月 日付けの公告による国有林材の安定供給システムによる販売について、林産物の買受けに係る協定の締結を希望するので、必要書類を添付のうえ、申請します。

1 買受希望数量等

物件番号	森林管理署（支署）名	樹材種	数量（m ³ ）
計			

注) 1 公告の「販売予定物件の内容」欄から、協定締結を希望する物件番号、森林管理署（支署）名、樹材種、数量を記載すること。

2 数量は、公告の出材予定数量と一致させること。

2 添付書類

- (1) 直近の事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書
- (2) 納税証明書（国税通則法施行規則（昭和 37 年大蔵省令第 28 号）別紙 9 号書式その 3 又はその 3 の 2 若しくはその 3 の 3）の写し
- (3) 社会保険の加入を証する書類（別紙様式 2）
- (4) 保有する資格を証する書類（別紙様式 3）
- (5) 企画提案書（別紙様式 4）
- (6) 出荷先との取引協定書の写し

注) 複数の者による共同申し込みの場合は、それぞれ添付書類を提出する。

(2) 令和3年度事業計画（製材品）

ア 令和3年度 原木（又は製材品）消費計画

単位：m³

四半期 樹材種又は製材品内訳	第 1 四半期	第 2 四半期	第 3 四半期	第 4 四半期	計
計					

- 注) 1 共同で買受けを希望する者については、製材工場等に関して記載する。なお、製材工場等で原木を加工する者が複数の場合は、まとめて記載する。
2 申請する物件の原木及び加工した製材品について記載する。

イ 令和3年度 製材品加工計画

単位：m³

四半期 製材品内訳	第 1 四半期	第 2 四半期	第 3 四半期	第 4 四半期	計
計					

- 注) 1 共同で買受けを希望する者については、製材工場等に関して記載する。なお、製材工場等が複数の場合は、まとめて記載する。
2 申請する物件の原木を加工して製造を予定している製材品ごとの数量を記載する。

ウ 令和3年度 製材品出荷計画

単位：m³

製材品 内訳	出荷先	第 1 四半期	第 2 四半期	第 3 四半期	第 4 四半期	計
計						

- 注) 1 共同で買受けを希望する者については、製材工場等に関して記載する。なお、製材工場等が複数の場合は、まとめて記載する。
2 申請する物件の原木を加工して製造される製材品の出荷予定先を記載する。

(3) 令和3年度事業計画（最終製品）

ア 令和3年度 製材品消費量

単位：m³

製材品	四半期	第 1 四半期	第 2 四半期	第 3 四半期	第 4 四半期	計
計						

- 注) 1 共同で買受けを希望する者については、製材品需要者に関して記載する。
 2 申請する物件の原木を加工した製材品について記載する。

イ 令和3年度 最終製品加工計画

単位：m³

製品内訳	四半期	第 1 四半期	第 2 四半期	第 3 四半期	第 4 四半期	計
計						

- 注) 1 共同で買受けを希望する者については、製材品需要者に関して記載する。
 2 単位は記載内容に応じて変更して差し支えない。

ウ 令和3年度 最終製品販売計画

単位：m³

製品内訳	出荷先	第 1 四半期	第 2 四半期	第 3 四半期	第 4 四半期	計
計						

- 注) 1 共同で買受けを希望する者については、製材品需要者に関して記載する。
 2 単位は記載内容に応じて変更して差し支えない。

【別紙様式 2】

社会保険の加入状況

会社名				
従業員数	名		名	
区分	加入者数	適用除外者数	加入者数	適用除外者数
健康保険	名	名	名	名
厚生年金	名	名	名	名
雇用保険	名	名	名	名
労災保険	名	名	名	名
退職金共済	名		名	

会社名				
従業員数	名		名	
区分	加入者数	適用除外者数	加入者数	適用除外者数
健康保険	名	名	名	名
厚生年金	名	名	名	名
雇用保険	名	名	名	名
労災保険	名	名	名	名
退職金共済	名		名	

会社名				
従業員数	名		名	
区分	加入者数	適用除外者数	加入者数	適用除外者数
健康保険	名	名	名	名
厚生年金	名	名	名	名
雇用保険	名	名	名	名
労災保険	名	名	名	名
退職金共済	名		名	

- 注) 1 申請書を提出する日の前月末日現在の加入状況について記載してください。
 2 適宜、欄を増やして記載してください。

【別紙様式 3】

保有する資格

会社名				
取得資格				
林産物売払い 一般競争参加 資格	登録 番号			
J A S 認定	認定 番号			
認定を受けていない 場合、その理由	<input type="checkbox"/> 生産する製品は JAS 規 格製品に該当しない <input type="checkbox"/> その他 []	<input type="checkbox"/> 生産する製品は JAS 規 格製品に該当しない <input type="checkbox"/> その他 []	<input type="checkbox"/> 生産する製品は JAS 規 格製品に該当しない <input type="checkbox"/> その他 []	

会社名				
取得資格				
林産物売払い 一般競争参加 資格	登録 番号			
J A S 認定	認定 番号			
認定を受けていない 場合、その理由	<input type="checkbox"/> 生産する製品は JAS 規 格製品に該当しない <input type="checkbox"/> その他 []	<input type="checkbox"/> 生産する製品は JAS 規 格製品に該当しない <input type="checkbox"/> その他 []	<input type="checkbox"/> 生産する製品は JAS 規 格製品に該当しない <input type="checkbox"/> その他 []	

注 1) J A S 認定を受けている場合は、認定書の写しを添付すること。

注 2) J A S 認定を受けていない場合は、該当する□に✓を入れること。なお、「その他」とした場合は、その理由を記載すること。

国有林材の安定供給システムに係る企画提案書の提出について

年 月 日

北海道森林管理局長 へ

(代表者)住 所
商号又は名称
代表者氏名

※ 共同申請の場合は、代表者が他の申請者にかかる企画提案をとりまとめの上、一つの企画提案書として作成してください。

国有林材の安定供給システム実施要領5条第2項の規定により、買受を希望する林産物に関する企画提案書を下記のとおり提出します。
本企画提案書の提出にあたっては、虚偽の事実がないこと、協定の締結後は本企画提案書の内容に基づく取組を行うことを確約します。
また、企画提案の審査結果について異議申し立てをしないこと、本企画提案書の内容を公表すること、取組の履行状況の確認に協力することについて了承します。
なお、本企画提案書の内容に関する質問等への対応は以下の作成担当者が行います。

記

- 1 国有林材の安定供給システムに係る企画提案書 別紙様式 5
- 2 添付書類

作成担当者	会社名			
	役職名		氏名	
	電話		FAX	

(別紙様式 5)

年度			年 月 日
公告番号			
予定数量			
申請者			

注、公告物件毎に作成してください。

国有林材の安定供給システムに係る企画提案書

1 申請者の事業形態

【留意事項】

- 申請者別に事業の形態をチェックしてください。複数の事業形態を有する事業者は、主たる形態にチェックしてください。ここで分類した事業の形態を取組評価点の算定において利用します。
- 代表者は代表者欄に○を記入してください。

代表者	申請者名	事業の形態
		<input type="checkbox"/> 製材 <input type="checkbox"/> 2×4 <input type="checkbox"/> 合単板 <input type="checkbox"/> LVL <input type="checkbox"/> 集成材 <input type="checkbox"/> チップ <input type="checkbox"/> オガ粉 <input type="checkbox"/> 流通 <input type="checkbox"/> 発電 <input type="checkbox"/> 住宅メーカー <input type="checkbox"/> 製紙 <input type="checkbox"/> 素材生産
		<input type="checkbox"/> 製材 <input type="checkbox"/> 2×4 <input type="checkbox"/> 合単板 <input type="checkbox"/> LVL <input type="checkbox"/> 集成材 <input type="checkbox"/> チップ <input type="checkbox"/> オガ粉 <input type="checkbox"/> 流通 <input type="checkbox"/> 発電 <input type="checkbox"/> 住宅メーカー <input type="checkbox"/> 製紙 <input type="checkbox"/> 素材生産
		<input type="checkbox"/> 製材 <input type="checkbox"/> 2×4 <input type="checkbox"/> 合単板 <input type="checkbox"/> LVL <input type="checkbox"/> 集成材 <input type="checkbox"/> チップ <input type="checkbox"/> オガ粉 <input type="checkbox"/> 流通 <input type="checkbox"/> 発電 <input type="checkbox"/> 住宅メーカー <input type="checkbox"/> 製紙 <input type="checkbox"/> 素材生産
		<input type="checkbox"/> 製材 <input type="checkbox"/> 2×4 <input type="checkbox"/> 合単板 <input type="checkbox"/> LVL <input type="checkbox"/> 集成材 <input type="checkbox"/> チップ <input type="checkbox"/> オガ粉 <input type="checkbox"/> 流通 <input type="checkbox"/> 発電 <input type="checkbox"/> 住宅メーカー <input type="checkbox"/> 製紙 <input type="checkbox"/> 素材生産
		<input type="checkbox"/> 製材 <input type="checkbox"/> 2×4 <input type="checkbox"/> 合単板 <input type="checkbox"/> LVL <input type="checkbox"/> 集成材 <input type="checkbox"/> チップ <input type="checkbox"/> オガ粉 <input type="checkbox"/> 流通 <input type="checkbox"/> 発電 <input type="checkbox"/> 住宅メーカー <input type="checkbox"/> 製紙 <input type="checkbox"/> 素材生産

2 素材(丸太)の購入希望価格(素材のシステム販売)

申請者:

物件番号	署等	区分	材長(m)	径級(cm)	提案単価(円/m3)	備考
		カラマツ一般材	1.8~2.6	9~13		
				14~18		
				20~22		
				24~28		
				30~		
			2.7~4.0	9~13		
				14~18		
				20~22		
				24~28		
				30~		
		トドマツ一般材	1.8~4.0	9~13		
				14~18		
				20~22		
				24~28		
				30~38		
		エゾマツ一般材 アカエゾマツ一般材	1.8~4.0	9~13		
				14~18		
				20~22		
				24~28		
				30~38		
針葉樹低質材	込	込				
		込				
		込				
カラマツ原料材	込	込				
針葉樹原料材	込	込				
スギ原料材	込	込				
その他針葉樹原料材(込	込				
その他針葉樹原料材(込	込				
広葉樹原料材	込	込				

- ※ 共同(販売協定)で申請した物件については、申請者全員の価格をとりまとめた買受希望単価を作成してください。
- ※ 一般材を2.70m未満の短材で要望した場合については、要望数量に達しない場合があります。また、その場合は、2.70m~4.00mの最低購入希望単価としてください。
- ※ 販売する材の径級については、公告で示した径級の範囲となりますが、該当する樹種等が無い場合は、適宜変更して報告をお願いします。
- ※ 一般材は9cm~13cm、14cm~18cm(スギは14cm~16cm)、20cm~22cm(スギは18cm~22cm)、24cm~28cm、30cm~38cm、40cm~「カラマツ及び外国樹種は30cm~」別に作成願います。
- ※ 樹種はトドマツ、エゾマツ・アカエゾマツ、カラマツ、スギ、外国樹種別、公告で示した樹種別に作成願います。

(別紙様式 5)

3 効果的な取組内容

取組評価点①

(1) 目的及び方針等

① 目的

国有林のシステム販売材の購入を希望する目的を記入してください。

② 中長期的な方針

おおむね5年後を見通した自社の経営方針や設備投資の方針を記入してください。

③ 短期的な効果

国有林のシステム販売材の購入が実現した場合における、協定期間中の効果を記入してください。

(2) 需要創造への貢献等

① 中長期的な貢献等

おおむね5年後を見通した需要創造への貢献、コスト削減等による国有林野事業への貢献等について記入してください。

② 短期的な貢献等

国有林のシステム販売材の購入が実現した場合における、協定期間中の需要創造への貢献、コスト削減等による国有林野事業への貢献等について記入してください。

(3) 共同申請の内容

共同で申請する場合、共同で申請することとなった理由、申請者間での連携の内容等について記入してください。

4 具体的な販路(予定)

申請者A ※1 m3	販売先名称			加工品等の販売先※2	
	具体的用途			具体的用途	
	非住宅又は輸出の実績※3	<input type="checkbox"/> 非住宅 <input type="checkbox"/> 輸出		非住宅又は輸出の実績※3	<input type="checkbox"/> 非住宅 <input type="checkbox"/> 輸出
	使用樹種			使用樹種	
	規格(径級/長級)			数量(m3)(製材品等)	
	数量(m3)(丸太)			共同申請、協定による販売先等の別	
				加工品等の販売先※2	
				具体的用途	
				非住宅又は輸出の実績※3	<input type="checkbox"/> 非住宅 <input type="checkbox"/> 輸出
				使用樹種	
				数量(m3)(製材品等)	
				共同申請、協定による販売先等の別	
申請者B ※1 m3	販売先名称			加工品等の販売先※2	
	具体的用途			具体的用途	
	非住宅又は輸出の実績※3	<input type="checkbox"/> 非住宅 <input type="checkbox"/> 輸出		非住宅又は輸出の実績※3	<input type="checkbox"/> 非住宅 <input type="checkbox"/> 輸出
	使用樹種			使用樹種	
	規格(径級/長級)			数量(m3)(製材品等)	
	数量(m3)(丸太)			共同申請、協定による販売先等の別	
				加工品等の販売先※2	
				具体的用途	
				非住宅又は輸出の実績※3	<input type="checkbox"/> 非住宅 <input type="checkbox"/> 輸出
				使用樹種	
				数量(m3)(製材品等)	
				共同申請、協定による販売先等の別	

※1 共同申請の場合は、申請者全員を対象にこの表を作成してください。その際、販売先が多い場合は適宜販売先を追加してください。

※2 販売先が多数の場合は、販売先の業態ごと(例:製材工場、ハウスメーカー等)にまとめて記載いただいても構いません。

※3 非住宅用又は輸出用として製造又は販売する場合、丸太を供給する場合はチェックを入れてください。

※4 国有林材の安定供給システム申請書の内容と整合を図ってください。

5 施設整備等の新規性及び政策との整合

【留意事項】

- 申請時における取組状況について記入してください。
- 新規性の有無にかかわらず記入してください。
- 複数の事業者が共同で申請する場合は該当する事業者すべてについて記入してください。
- 高性能林業機械の導入は、立木のシステム販売においてのみ評価の対象となります。
- 需要拡大に係る国策との整合に関する事項に該当する取組を行っている場合は、いつからどのような取組を行っているのか具体的に記入してください。
- ※1及び※2で「その他」を選択した場合は備考欄にその内容を記入してください。
- 都道府県や市町村等地方公共団体の策定した計画等に申請者の施設の新設、拡充、導入等が位置づけられている場合はその計画等名を記入してください(※3)。
- 4 具体的販路(予定)の図においてチェックが付いていても、この項目で記載がない場合は、評価できません。

申請者名						
新規性に関する事項	施設の種類					
	新設・拡充・導入別※1					
	整備年度					
	事業費(千円)					
	補助金額(千円)					
地域林政との整合に関する事項	補助金の種類※2					
	補助金名					
	計画等への位置づけ※3					
需要拡大に係る国策との整合に関する事項	非住宅の需要拡大に関する取組					
	製品輸出に関する取組					
備考						

○ 前年度の実績を記入してください。

① 製材工場、2×4工場、合単板工場、LVL工場、集成材工場

○ 集成材工場でラミナを購入している場合(原木仕入数量が記入できない場合)は、ラミナ購入量に製材歩留まり50%で割り戻した数量を原木仕入数量として記入してください。

○ 工場の種類欄には、製材、2×4、合単板、LVL、集成材の別に記入してください。

単位:m3

申請者名					
工場の種類					
製品出荷数量 ①					
製品仕入数量 ②					
原木仕入数量 ③					
歩留 ④=(①-②)/③					
備考					

② チップ工場

単位:BDt/月

申請者名					
平均月産チップ生産量					
備考					

③ オガ粉工場

単位:m3/年

申請者名					
年間生産量					
備考					

④ 流通事業者

○ その他がある場合ははい積料と合算して評価します。

申請者名					
市場手数料 %					
はい積料 円/m3					
その他 円/m3					
備考					

⑤ バイオマス発電事業者

○ 生トンで管理している事業者は、全国木材チップ工業連合会の「木材チップの換算係数」を用いて絶乾トン(BDt)に変換してください。

単位:BDt

申請者名					
年間使用チップ総量					
間伐材・林地 残材等	自社製造分				
	購入分				
	計				
	総量に占める割合				
熱利用の有無					
備考					

⑥ 住宅メーカー・製紙メーカー

- 地域材の主たる用途欄には、柱材、横架材、土台、構造用合板、その他のうち、該当するものを記入してください。
- 地域材とは、申請者の工場周辺において一般的に流通している木材のことをいいます。

申請者名	申請者名					
	単位					
木材使用量						
	うち地域材 使用量					
	地域材使用 割合					
	地域材の主たる 用途※					
	備考					

⑦ 素材生産事業者

- 前年度と前々年度の点数を記入してください。

単位：点

	申請者名					
事業成績 評定点	年度平均					
	年度平均					
	2ヶ年平均					
	備考					

(別紙様式 5)

7 国有林の政策への貢献

取組評価点4

○ 前年度の実績を記入してください。

申請者名					
国有林の立木販売物件購入件数	うち分収育林購入件数				
備考					

8 地域の民有林管理への貢献

取組評価点5

○ 前年度の実績を記入してください。

申請者名					
森林経営計画を策定して民有林を管理経営	計画策定件数(件)				
	管理面積(ha)				
森林経営管理法に基づき市町村から民有林管理を再委託	再委託件数(件)				
	再委託面積(ha)				
森林経営計画策定者から民有林の森林施業を受託	受託面積(ha)				
備考					

9 安全対策の取組

取組評価点6

○ 前年度の実績を記入してください。

申請者名					
4日以上労働災害の件数					
重大災害の有無					
備考					

10 クリーンウッド法における登録木材関連事業者

取組評価点7

(1)申請者が素材生産事業者以外の場合

- 申請時における登録木材関連事業者について記入してください。
- 申請者のうち、登録木材関連事業者に該当する事業者について記入してください。
- 種別には、第一種木材関連事業者、第二種木材関連事業者の別を記入してください。

申請者名					
登録番号					
種別					
備考					

(2)申請者が素材生産事業者の場合

- 協定取引者をすべて記入してください。
- 申請時における登録木材関連業者(協定取引者)について記入してください。
- 種別には、第一種木材関連事業者、第二種木材関連事業者の別を記入してください。

協定取引者名					
登録番号					
種別					
備考					

11 ワークライフバランス等の推進

取組評価点8

○ 申請時において該当する部分に○を記入してください(複数記入可能)。

申請者名					
えるぼし認定企業					
プラチナくるみん認定企業					
くるみん認定企業					
ユースエール認定企業					
くるみん認定の認定基準7、認定基準8及び認定基準9の基準を満たしている					
過去3年間に若手(35歳未満)の新規雇用があり申請の日まで雇用が継続している					
備考					

12 働き方改革

取組評価点9

○ 申請時において該当する部分に○を記入してください(複数記入可能)。

申請者名					
労働生産性の向上のため、効率的な作業システム、工程管理の工夫等を行うとともに、生産性向上の目標を持って取り組んでいる					
現場従事者の技術向上に向け、技術指導、研修会・講習会の開催・参加、資格取得への支援等を実施している					
作業の平準化、天候に応じた就業調整等により、現場作業員の休暇日数の確保と休養、健康管理に組織的に取り組んでいる					
備考					

13 森林管理局長の評価

取組評価点10

- 企画提案書 1申請者の事業形態(主たるもの)により一般材・低質材利用又は原料材利用別に記載
- 一般材低質材については該当する部分に数量を記入してください。
- 一般材低質材についての主製材品総量はシステム販売申請書 4 事業内容 (前年度実績) (2)製材品製造実績 イ主製材品、生産量と合致させること。
 なお、住宅用建築材を生産していない場合は主製材品の総量の記載は不要
- 原料材は年間原木消費量及び北海道の農林水産業用への供給量・その他産業への供給量を記載

申請者名					
取組評価点10	一般材・低質材	建築用材を生産量m3	建築用の構造材(桁、柱、梁、ツーバイスタッド)の生産量m3 ※集成材、合板を除く		
			建築用材(羽柄材)の生産量m3 ※栈木、ラミナーを除く		
			その他製材品の生産量m3		
			製材量m3 (主製材品総量)		
	原料材		チップ及びオガ粉を北海道内の農林水産業用(菌床用・緩衝材・暗渠疎水材・家畜敷料等)への供給量m3 (原木換算)		
			その他産業への供給量m3 (原木換算)		
			年間生産量m3 (原木換算)		

国有林材の安定供給システムに係る企画提案書 添付書類一覧

国有林材の安定供給システムに係る企画提案書の提出に当たり、次の書類を添付いたします。

添付する書類	添付書類の内容	添付の対象となる部分	備考
	機械の新設、拡充、導入等を証明する書類の写し	取組評価点②	書類とは納品書、請求書、領収証等。 高性能林業機械は、立木のシステム販売のみ評価対象。
	新設・拡充・導入した機械に関する自治体の計画書又は補助金の請求書等の写し	取組評価点②	
	前年度の国有林の立木販売売買契約書の写し	取組評価点④	公売物件に限る。
	森林経営管理法に基づく民有林管理の再委託を証明する書類の写し	取組評価点⑤	
	申請者が策定した森林経営計画の写し	取組評価点⑤	
	森林経営計画策定者から民有林の森林施業を受託した場合における発注者が策定した森林経営計画の写し及び当該森林の森林施業を受託したことを証明できる書類の写し	取組評価点⑤	
	登録木材関連事業者の登録証の写し	取組評価点⑦	素材生産事業者が申請する場合は、協定取引者の登録証の写し。
	えるぼし認定企業、プラチナくるみん認定企業、くるみん認定企業、ユースエール認定企業の認定証の写し	取組評価点⑧	
	くるみん認定の認定基準7、認定基準8及び認定基準8の基準を満たしていることが分かる就業規則等の写し	取組評価点⑧	
	過去3年間に若手(35歳未満)の新規雇用があり申請の日まで雇用が継続していることを証明できる書類の写し	取組評価点⑧	

※ 添付する書類欄に○を記入してください。提出は任意です。

※ 添付書類は協定予定者を選定する際の審査に使用します。審査以外に使用することはありません。

国有林材の安定供給システムに係る結果報告書の提出について

年 月 日

北海道森林管理局長 あて

(代表者)住 所
商号又は名称
代表者氏名

国有林材の安定供給システム協定書第4条に基づき、別添のとおり企画提案内容についての取組状況を報告します。
本報告書の提出にあたっては、虚偽の事実がないこと確約するとともに、本報告書の内容を公表すること、取組の履行状況の確認に協力することについて了承します。
なお、本企画提案書の内容に関する質問等への対応は以下の作成担当者が行います。

記

1 国有林材の安定供給システムに係る結果報告書 別紙様式 7

作成担当者	会社名			
	役職名		氏名	
	電話		FAX	

(別紙様式7)

年度			年 月 日
公告番号			
申請者			

注、公告物件毎に作成してください。
国有林材の安定供給システムに係る結果報告書

1 実施結果

【留意事項】
○ 企画提案書の内容を振り返り、得られた効果等について具体的に記入してください。
○ 次回の申請で減点の有無を判断する「検証」は、1(1)②「短期的な効果」及び1(2)②「短期的な貢献等」で行います。

(1) 効果等

① 中長期的な方針

企画提案書※1	結果	
	協定期間中に実施できた事項	
	継続して取り組む事項の今後の方針	

※1 企画提案書の内容を転記してください

② 短期的な効果

企画提案書※1	結果	
	協定期間中に実施できた事項	
	協定期間中に実施できなかった事項及びその理由	
森林管理局の確認及び評価※2		

※1 企画提案書の内容を転記してください

※2 森林管理局の確認及び評価は森林管理局で記入します。

(2) 需要創造への貢献等

① 中長期的な貢献等

企画提案書※1	結果	
	協定期間中に実施できた事項	
	継続して取り組む事項の今後の方針	

※1 企画提案書の内容を転記してください

② 短期的な貢献等

企画提案書※1	結果	
	協定期間中に実施できた事項	
	協定期間中に実施できなかった事項及びその理由	
森林管理局の確認及び評価※2		

※1 企画提案書の内容を転記してください

※2 森林管理局の確認及び評価は森林管理局で記入します。

2 国有林のシステム販売に対する意見、要望等

--

(別紙様式7)

3 具体的な販路(実施結果)

申請者A ※1		【企画提案書】		【結果報告書】			【企画提案書】		【結果報告書】	
	企画提案	m3	販売先名称		販売先名称			加工品等の販売先※2		加工品等の販売先※2
申請者B ※1	m3	具体的用途		具体的用途		具体的用途		具体的用途		
	m3	使用樹種		使用樹種		使用樹種		使用樹種		
m3	規格(径級/長級)		規格(径級/長級)		規格(径級/長級)		規格(径級/長級)			
m3	数量(m3)(丸太)		数量(m3)(丸太)		数量(m3)(丸太)		数量(m3)(製材品等)		数量(m3)(製材品等)	
m3	非住宅又は輸出の実績※3	<input type="checkbox"/> 非住宅 <input type="checkbox"/> 輸出	非住宅又は輸出の実績※3	<input type="checkbox"/> 非住宅 <input type="checkbox"/> 輸出	非住宅又は輸出の実績※3	<input type="checkbox"/> 非住宅 <input type="checkbox"/> 輸出	非住宅又は輸出の実績※3	<input type="checkbox"/> 非住宅 <input type="checkbox"/> 輸出	非住宅又は輸出の実績※3	<input type="checkbox"/> 非住宅 <input type="checkbox"/> 輸出
		共同申請、協定による販売先等の別		共同申請、協定による販売先等の別		共同申請、協定による販売先等の別		共同申請、協定による販売先等の別		

【留意事項】

- ※1 共同申請の場合は、申請者全員を対象にこの表を作成してください。その際、販売先が多い場合は適宜販売先を追加してください。
- ※2 販売先が多数の場合は、販売先の業態ごと(例:製材工場、ハウスメーカー等)にまとめて記載いただいても構いません。
- ※3 非住宅用又は輸出用として製造又は販売する場合、丸太を供給する場合はチェックを入れてください。
- ※4 :企画提案書の数量(m3)(丸太)に対して結果報告書の数量(m3)(丸太)がゼロの場合は、必ず任意様式によりゼロとなった理由を報告してください。

別添

電子メールによる申請 留意事項

以下の留意事項を遵守願います。

- 1 電子メール申請の場合であっても、提出期限以降5日以内に紙媒体で必ず局担当あて郵送又は持ち込みにて提出願います（紙媒体での提出がない場合は申請は有効となりません）。
- 2 ファイルの容量については、6MB以下としてください。
※ 参考(A4白黒20枚で約450KB)
- 3 1申請は1メールとしてファイル名は以下のとおりとし、公募年度・署・物件番号・申請者名が判るようにしてください（申請書・企画提案書・添付資料の順で1ファイルとする）。

	公募年度システム販売	出材署名	物件番号	申請者名
1物件の場合	H〇〇システム販売	〇〇署	30-〇〇	〇〇株式会社
複数物件の場合	H〇〇システム販売	〇〇署	30-〇〇・〇〇	〇〇株式会社
複数署複数物件の場合	H〇〇システム販売	〇〇署外	30-〇〇・〇〇・〇〇	〇〇株式会社

- 4 電子メールによる提出期限は、提出期限日の前日17時までにはお願いします（提出期限間際での送信は確認に時間を要しますのでご遠慮願います）。
- 5 誤送信防止のため送信後、局担当者への電話連絡により、受信の確認をお願いします。（確認のない場合は受理とはなりません）
- 6 メールを送受信システムで、以下の添付ファイルは自動削除されますので留意願います。
ace .ade .adp .bat .bmp.cer .chm .cmd .com .cpl.crt .der .dll .exe .hlp.hta .inf .ins .isp .jar.js .jse .lib .lnk .mde.msc .msi ,msp .mst .pif.ps1 .ps1xml .psc1 .ps2 .ps2xml.psc2 .pst .rar .reg .scf.scr .sct .shb .sys .url.vb .vbe .vbs .vxd .wsc.wsf .wsh .z .zip

また、拡張子に関わらず、以下のファイル形式の添付ファイルはファイル形式を判定し自動削除されますので留意願います。

.bmp .rar .zip